平成２９年（フ）第３７号
熊本県水俣市月浦250番地18　県営月浦団地１－103
債務者　外野　晏男
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第９２号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目５番１号
債務者　神島　宅子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後３時
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２５８号
愛知県刈谷市松栄町３丁目12番地14　グリーンスクウェア208号
債務者　近藤　貴明
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６００号
神奈川県大和市桜森２－10－14　ジェームス・タウン相模大塚305、住民票上の住所東京都世田谷区太子堂５丁目20番６号　下田方３号室
債務者　吾妻　信生
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４９号
東京都東久留米市下里３丁目８番１号アムール白山203
債務者　大迫　智代
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦168番地
債務者　黒木　秀樹
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦433番地　うえんの２、前住所長崎県佐世保市大宮町35番６号
債務者　白石　正男
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷202番地１、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷512番地１　ハミング三森Ⅱ101
債務者　山田　　悠（旧姓田添）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷82番地１　町営尾山団地うみ２棟１号
債務者　清水　由子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６９７号
東京都多摩市貝取１丁目２番地の28センチュリー永山303
債務者　福井　康人
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７４７号
横浜市青葉区市ケ尾町1050番地４　ＳＯＬＣＲＥＳＴ305
債務者　岩崎　真紀
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６９号
横浜市中区石川町１丁目51番地３　グランビュー横濱元町103号室
債務者　田中美樹枝
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７３２号
横浜市保土ケ谷区坂本町326番地２　ユナイト上星川ケンブリッジの杜203号
債務者　笹木　利夫
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５９号
横浜市金沢区富岡東１丁目29番７－201号
債務者　鈴木　隆弘
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７２号
神奈川県大和市南林間７丁目８番17号　カトレア202号
債務者　山崎　純人
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２０２号
福岡県久留米市草野町矢作261番地
破産者　大建設株式会社
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部